



# 沖縄市乳児等通園支援事業 (子ども誰でも通園制度) 実施事業者募集に関する説明会

2026年（令和8年）1月

沖縄市子どものまち推進部子ども企画課

子ども誰でも  
通園制度



○ こども家庭庁が示す乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の概要について	・・・	3
○ 沖縄市における乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の実施について	・・・	13
○ 参考	・・・	18



こども家庭庁が示す乳児等通園支援事業  
(こども誰でも通園制度) の概要について

こども誰でも  
通園制度



目的：全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化すること

- ◎児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定され、令和8年度から、新たな給付制度として全ての自治体において実施することとされています。
- ◎本事業を実施するためには、市長の認可が必要で、「沖縄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を満たす必要があります。

【対象】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満児

【実施施設】保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

【実施方法】一般型…定員を別に設け、在園時と合同又は専用室にて行う  
余裕活用型…施設の空き定員の枠を活用して行う  
※保育所、地域型保育事業所、認定こども園のみ

【利用方法】定期利用…利用施設や日時を固定し、定期的に利用する方法  
柔軟利用…利用施設や日時は固定せずに、柔軟に利用する方法



## 【実施方法のイメージ】

## 一般型

年齢	施設定員	在籍児童数	子ども誰でも通園制度の定員
0歳児	5	3	1
1歳児	10	10	2
2歳児	10	10	2

既存の「施設定員」とは別に、「子ども誰でも通園制度」を専用で設定するため、「在籍児童数」に関わらず、いつでもこの定員の受け入れが可能です。

## 余裕活用型

年齢	施設定員	在籍児童数	子ども誰でも通園制度の定員
0歳児	5	3	2
1歳児	10	10	0
2歳児	10	10	0

既存の「施設定員」から「在籍児童数」を引いた人数が「子ども誰でも通園制度の定員」となるため、「在籍児童数」によって変動します。



【資料】※市のホームページに掲載しております。

- ・沖縄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
※国基準に基づき、沖縄市において定めたもの
- ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて  
(子ども家庭庁)

【面積（子ども1人当たり）】

0歳児及び1歳児…3.3平方メートル

2歳児…1.98平方メートル

【職員配置基準】

0歳児…3人につき1人以上

1歳児及び2歳児…6人につき1人以上



## 【職員配置基準（続き）】

### 一般型

- 保育士又は乳児等通園支援研修修了者を2人以上配置しなければならない（1/2以上は保育士）
- ただし、以下の場合は1人とすることができます。

- ①保育所等と一体的に運営され、当該保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- ②利用人数が3人以下であり、保育所等の在園児と合同で実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

### 余裕活用型

施設又は事業所の区分に応じる。

# 単価及び加算 ※公費分（市から事業者へ支払い）

9



## 【単価】

年度当初の年齢	単価（子ども一人1時間当たり）
0歳児	1,700円
1歳児・2歳児	1,400円

## 【加算】

対象	加算（子ども一人1時間当たり）
障がい児	600円
医療的ケア児	2,500円
要支援家庭のこども	600円
初回対応加算	0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円
保護者支援面談加算（30分以上の面談を実施した場合1回あたり）	1,400円



【利用料】※事業者が利用者から直接徴収  
子ども一人1時間当たり300円程度

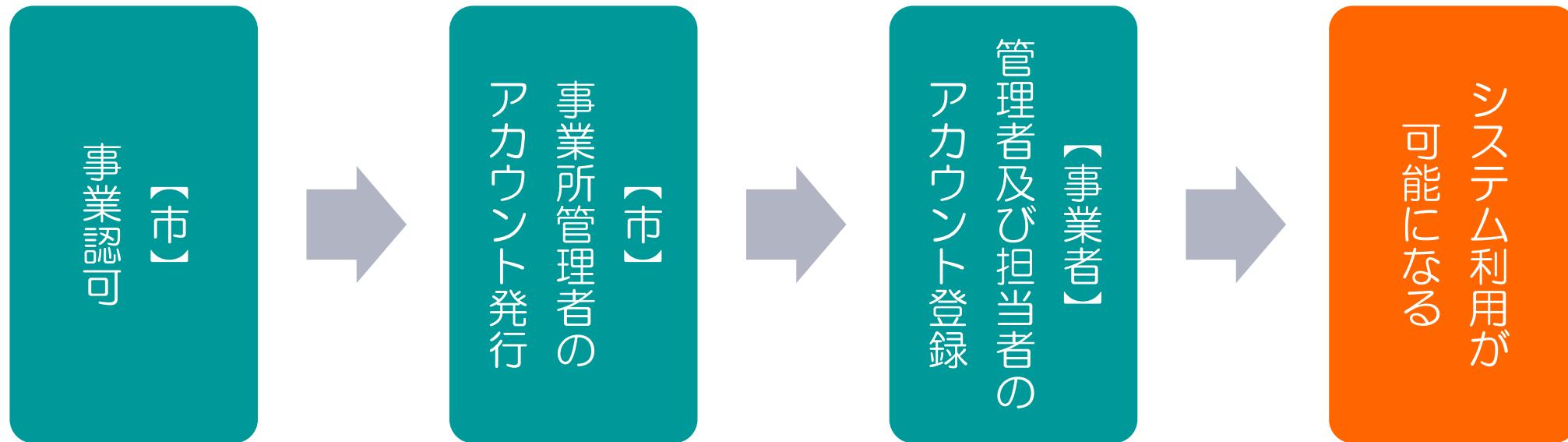
※事業所において、市町村が認めた家庭のこどもが利用する際に、利用料の減額を行った場合、生活困窮家庭等負担軽減加算として、減額分が市から給付されます。（注：上限あり）

【参考】

対象	利用料（子ども一人1時間当たり）
一般世帯	300円
生活保護世帯	0円（300円を上限に給付）
市町村民税所得割合算額77,101円未満	100円（200円を上限に給付）
要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯	100円（200円を上限に給付）



事業者がシステム利用可能になるまでの流れ

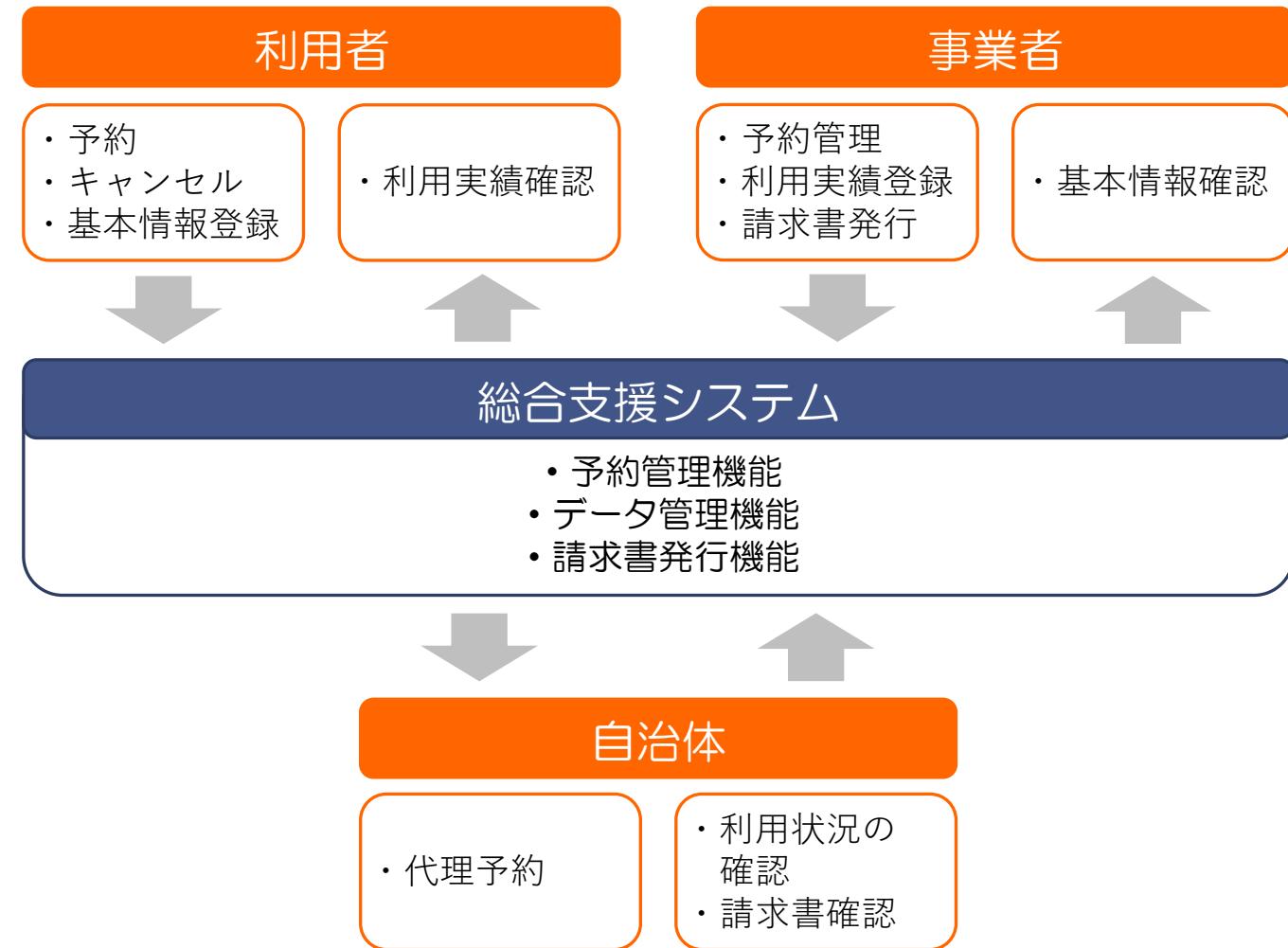


管理者と担当者のアカウントを作成するため、  
2つ以上のメールアドレスが必要です。

## システム利用イメージ①

「子ども誰でも通園制度総合支援システム  
利用マニュアル」（2025.6.18子ども家庭庁）  
より抜粋

子ども**誰**でも  
通園制度





# 沖縄市における乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) の実施について

こども誰でも  
通園制度



## 【沖縄市の利用児童数見込み（令和8年度）】

対象児童数（未就園児数）： 792人

うち、約46%が本事業を利用すると見込む： 367人

## 【スケジュール】

2026年 1月20日～21日	事業者向け説明会
1月28日（水）	募集要項公表
2月 6日（金）	応募意向表明受付締切
2月24日（火）	事前協議書締切
3月10日（火）	認可・確認申請書提出
3月中旬	沖縄市子ども・子育て協議会意見聴取
3月下旬	事業認可、総合支援システムアカウントの発行
4月1日～7月1日	事業開始



## 【応募資格】

市内において、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等を2年以上運営している事業者

## 【利用時間】

子ども一人当たり月10時間まで

実施方法（受け入れる年齢、定員、時間、一般型か余裕活用型か、定期利用か柔軟利用か等）については、施設の運営体制等から、事業所ごとに検討し、決定することが可能です。



## 【事業認可に必要な手続き】

- ・定款又は寄付行為その他の規約の変更
- ・安全計画、全体計画、研修計画、非常災害対策に係る計画やマニュアルの変更または作成
- ・認可申請書および添付書類（別紙参照）の提出

◎市が開催する沖縄市子ども子育て協議会にて、意見聴取を行います。

◎認可手続き後に、総合支援システム利用のためのアカウント登録を行います。



こども誰でも通園制度について（こども家庭庁ホームページ）

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

以下の資料を中心にご確認いただき、ご参考にしてください。  
全てこども家庭庁のホームページに掲載されております。

- こども誰でも通園制度の実施に関する手引き
- 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて
- 乳児等通園支援事業の認可等について



ご清聴ありがとうございました

こども誰でも  
通園制度